

平成 18 年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置

(保健福祉局, 環境局, 都市計画総局, 水道局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)計画</p> <p>ア 工事中用仮設道路の設置</p> <p>本工事は、北区の鶴越墓園における 0.93ha の墓地の粗造成工事である。</p> <p>墓園内の既設道路を利用して工事残土を運搬するとして工事発注したものの、既設道路の騒音、振動、排ガス、ほこり等の理由で、設計変更により工事中用仮設道路を新設したものである。</p> <p>しかし、墓園管理者として、墓園内の既設道路の状況は事前に十分に把握した上で発注すべきであり、事前の計画・照査が不十分ではなかったかと思われる。</p> <p>計画・照査にあたって、より慎重に実施すべきであった。</p> <p>(保健福祉局健康部生活衛生課)</p> <p>[1 鶴越墓園中期整備工事 (その 12)]</p>	<p>本工事は当初残土運搬にあたり、既設道路を利用して運搬するとしていたのを、工事発注後変更し、仮設道路を設置して運搬する事としたもので、発注前の事前調査を十分していれば、当初から仮設道路設置を含めて発注できた。</p> <p>今後造成工事等の発注にあたっては、工事中用仮設道路等の仮設工事が必要かどうかを、事前に慎重に検討を加え発注する事。又発注業者に対して検討をさせる仮設工事については、特記仕様書に記載し契約内容を明らかにしておく事。これらのことを 8 月 31 日に墓園管理センター内で会議を開き確認した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>ア 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関する記載</p> <p>工事成績評定要領の改訂に伴い、請負人は「高度技術」「創意工夫」「社会性等」の内容を自ら立案実施し、その実施状況を提出できることになった。このことを特記仕様書に記載し、請負人から実施状況が提出された場合、成績評定において評定者は適切に反映させるものとしている。</p> <p>下記に示す工事においても、成績評定の公平性から上記内容を特記仕様書に明記し周知すべきであった。</p> <p>(保健福祉局健康部生活衛生課)</p> <p>[No.2 鶴越墓園参道舗装工事(ちんちょうげ・つつじ地区)]</p>	<p>不注意による記載洩れが原因です。</p> <p>今後の工事発注にあたっては、特記仕様書に、「高度技術」「創意工夫」「社会性」に関する文面を必ず記載するよう、8月31日に墓園センター内で会議を開いて周知徹底した。</p> <p>今年度発注分については、全て上記内容を記載している。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>ア 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関する記載</p> <p>工事成績評定要領の改訂に伴い、請負人は「高度技術」「創意工夫」「社会性等」の内容を自ら立案実施し、その実施状況を提出できることになった。このことを特記仕様書に記載し、請負人から実施状況が提出された場合、成績評定において評定者は適切に反映させるものとしている。</p> <p>下記に示す工事においても、成績評定の公平性から上記内容を特記仕様書に明記し周知すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[14 六甲道駅南駅前広場歩道橋上部工他架設工事]</p> <p>[15 山手幹線(岡本)街路築造工事(その7)]</p> <p>[21 森南地区駅前広場整備工事]</p>	<p>(工務第1, 2, 3係)</p> <p>平成15年度に行財政局長、建設局長名で特記仕様書に明記するよう通知を受けていたが、周知徹底が図られていなかった。</p> <p>その後、平成17年9月に技術管理室から積算担当者に特記仕様書に明記するよう改めて指導があり、平成17年10月17日以降の工事発注分については、特記仕様書に明記している。</p> <p>なお、平成18年10月12日の課内技術研究会において、再度、このようなことがないように、あらためて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)設計		
<p>イ 現場発生土の利用</p> <p>本件は、東灘区の阪急御影駅周辺に都市計画道路弓場線を建設中の工事である。原設計では、U型擁壁の中詰土として良質土（真砂土）を購入することになっているが、まず、現場発生土の再利用、ならびに工事間流用について検討し、当初からリサイクルに努めるべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[11 弓場線街路築造工事その3]</p>	<p>(工務第1係)</p> <p>現場発生土の使用に設計を変更した。</p> <p>なお、平成18年10月12日の課内技術研究会において、今後の工事については、設計段階から現場発生土の流用を前提として、リサイクルに努めるよう周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p>		
<p>ウ 横断歩道橋の縦断勾配</p> <p>本件は、東灘区の阪急御影駅周辺に都市計画道路弓場線を建設中の工事である。現設計では、横断歩道橋の取付けスロープ部の縦断勾配が 8%となっている。</p> <p>しかし、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」では、やむを得ない場合は 8%を認めているが、原則として 5%以下となるように指導している。本工事においては、5%以下となるよう更なる検討をすべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[11 弓場線街路築造工事その3]</p>	<p>(工務第 1 係)</p> <p>バリアフリー法の規定による 5%の勾配を確保出来るよう、全体計画を見直した。</p> <p>なお、平成 18 年 10 月 12 日の課内技術研究会において、バリアフリー法の規定内容について改めて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)設計		
<p>エ 類似構造物の設計への適用</p> <p>本工事は、中央区において、生田川右岸線の整備に伴う道路騒音対策として遮音壁を設置した工事である。</p> <p>その基礎の根入れ長の設計に当たって、類似構造物の設計事例によっているが、設計事例の条件をよく把握していなかったため、本工事の地形条件と異なる条件で設計されてしまったものである。</p> <p>本工事の場合、結果的に構造安全上の支障は認められなかったが、逆の場合は、問題の生じる危険性を含んでいた。類似構造物として、他の設計事例を参考にする場合には、その条件等を含めて照査をし、適用に当たって十分に留意すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[12 生田川右岸線遮音壁設置工事]</p>	<p>(工務第1係)</p> <p>平成18年10月12日の課内技術研究会において、標準構造図の使用に際しても適用条件等を照査し、現地に適合したものを採用するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>オ 防水シートの仕様規定と防護措置</p> <p>本工事は、垂水区の商大線の立体交差部の道路整備工事である。道路拡幅のため軽量盛土工として気泡コンクリート工法を採用している。</p> <p>この気泡コンクリート内部に水を引き込まないことが安定上の要件であり、そのために気泡コンクリートのまわりを防水シートで覆っている。しかし、防水シートの仕様、重ね代(しろ)、取合部等の詳細について図面表示がなく、仕様もないため、施工管理が不明確となっている。</p> <p>気泡コンクリート工法の安定上の重要な要件である防水シートの設置については、施工管理が適切になされるよう、設計の詳細な図面表示・仕様を規定し、品質と効果が確保されるよう努めるべきであった。</p> <p>また、併せて、将来、他工事の掘削等により防水シートが損傷しないよう、道路管理者・地下埋設企業者等への周知と明示シール等の防護措置等に努められたい。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[19 商大線立体交差部街路整備工事(その2)]</p>	<p>(工務第2係)</p> <p>商大線(北)街路築造工事(その13)の間変更契約で、シートについて、これまで規定していた厚みと共に、強度についても合わせて仕様を規定した。重ね代等については施工計画書にて詳細を記載する旨の指導を行ない、記載を確認した。</p> <p>道路管理者・地下埋設企業者等への周知と明示シール等の防護措置等については、現在施工中のため、今後、道路引継ぎまでに協議を行い遺漏の無いように努めて行きたい。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>カ 設計入力値の照査</p> <p>本工事は、西区の明石木見線の拡幅工事に伴う高津橋の付け替え拡張工事である。</p> <p>橋梁基礎の耐震設計において、液状化の評価を実施しているが、その設計値（液状化低減係数）の一部に入力ミスがあったものである。本工事の場合は、地盤調査業者の液状化評価を、橋梁基礎設計業者が引き継いだもので、その際、入力すべきデータの一部に齟齬が生じたものである。</p> <p>結果的に安全性において支障はなかったものの重大な設計ミスに繋がる可能性が高い。</p> <p>このように、業務成果を引継ぐような場合には、設計入力値の照査に一層努めるべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[20 明石木見線（高津橋）街路築造工事]</p>	<p>(工務第2係)</p> <p>監査終了後に設計業者を呼び、入力すべきデータの一部（液状化低減係数）に、入力ミスがあった事を伝え、今後このような誤りが起こらないように慎重に設計を行ない、照査等を十分行なうように厳重に注意した。</p> <p>設計業者より今後、上記のようなことがおこらないよう、平成18年11月15日に誓約書の提出があった。</p> <p>なお 当市の担当者にも厳重に注意し、平成18年10月12日の工務課内技術研究会において、照査に一層努めるよう全員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>キ コンクリートのひび割れ照査</p> <p>本件工事は、中央区の東部に位置するHAT神戸と春日野交差点付近において、国道2号（阪神春日野道駅）や浜手幹線とHAT神戸を結ぶ歩行者導線としての横断歩道橋の基礎工事ならびに築造工事である。</p> <p>鉄筋コンクリート製の橋脚を構築しているが、市では、その品質確保のため「土木コンクリート構造物の品質確保に関する要領」により、「コンクリート強度の推定調査」及び「ひび割れ発生状況調査」を実施することになっている。</p> <p>しかし、特記仕様書に明記せず、実施もされていなかった。品質確保に留意し、必要な調査を実施すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[23 HAT春日野道南線基礎工事]</p> <p>[24 HAT春日野道南線築造工事]</p>	<p>(立体改良係)</p> <p>現場では通常の品質管理により、コンクリートの強度試験を実施し、監督員による目視でひび割れが無いことを確認して施工した。</p> <p>担保検査ではひびわれ発生状況調査等を行い、品質に問題無いことを確認した。</p> <p>なお、平成18年10月12日に課内技術研究会において、今後の工事についても品質確保に留意し、必要な調査を実施するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)設計</p> <p>ク 工事実績データの登録</p> <p>本工事は、長田区の資材事務所におけるアスベスト材除去工事である。</p> <p>請負金額 500 万円以上の公共工事については、工事実績データを(財)日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システムに、登録する必要がある。</p> <p>しかし、設計図書において、請負業者に対し登録するように明記していなかった。</p> <p>入札・契約制度の透明性、客観性の向上、契約事務の効率化に資する目的で、発注者が共同で利用できるデータベースの整備の為に必要なものであり、登録するよう明記すべきであった。</p> <p>(水道局技術部計画課)</p> <p>[35 資材事務所アスベスト除去工事]</p>	<p>工事実績データの登録について、周知徹底するとともに、特記仕様書の原本の工事実績データの項目欄に 印を記入し、全ての工事において、適用できる内容にしました。また、同様の対応要請を建築技術管理委員会が、神戸市の建築関係部局に行いました。</p> <p>未登録であった当工事の工事実績データの登録は、平成 18 年 6 月 26 日に済ませました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 設計</p>		
<p>ケ 基礎の設計</p> <p>須磨区にある水道局ポンプ場の送水ポンプ取替工事において、配管のコンクリート基礎の設計が、コンクリート床の嵩上げとして施工された軽量コンクリート上に築造する構造になっていた。</p> <p>しかし、配管の基礎は、ポンプの運転・停止時の圧力変動による衝撃の防護やポンプ運転時の振動等に耐える構造とするため、軽量コンクリートを撤去し、強度を持った鉄筋コンクリート床に固定する必要がある。</p> <p>適切な設計を行うべきである。</p> <p>(水道局技術部浄水課)</p> <p>[38 車ポンプ場東白川特2送水ポンプ取替工事]</p>	<p>現地施工では、本来の設計どおり軽量コンクリートを撤去し、鉄筋コンクリートの床に固定して施工しました。また、今後の設計について徹底を図るため、水道局浄水課「機械設備設計基準」に、ポンプ配管のコンクリート基礎の標準図及び施工方法を追記し、平成18年9月1日から適用しています。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3)積算</p>		
<p>ア 枯れ補償の割増し</p> <p>本工事は、東灘区のＪＲ甲南山手駅南側に位置する駅前広場の整備工事である。</p> <p>この駅前広場では、西側を森公園につながる「うらおいとやすらぎの広場」とするなど、緑・植樹、モニュメントなどによって、まちの景観を形成する空間とし、植栽工を施工している。</p> <p>土木工事共通仕様書によると、新規植栽工について施設管理者が樹木等の適切な管理を行ったにもかかわらず、災害事由を除き１年以内に枯死または形姿不良となった植栽については、請負人が植え替える枯れ補償が原則になっている。</p> <p>これら枯れ補償の対象工種について、植栽割増しの積算を行うべきであったが、適正に計上されていなかった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[21 森南地区駅前広場整備工事]</p>	<p>(工務第3係)</p> <p>平成18年10月12日に工務課内の技術研究会において、公園工事編の積算基準を使用する場合には、適用条件欄を十分注意して積算するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4)契約</p> <p>ア 請負代金の支払</p> <p>神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うこととなっている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を越えているものがあった。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続きを、速やかに進められたい。</p> <p>(保健福祉局健康部生活衛生課)</p> <p>[2 鶴越墓園参道舗装工事(ちんちょうげ・つじ地区)]</p>	<p>請負業者との連絡が不十分であったことが原因と考えている。</p> <p>今後の支払いにおいては、請負業者と十分に連絡をとり、引渡しを受けたことを伝え、早く支払い請求をするよう勤めるなど、適切な時期に業者が支払いを受けるように指導する事を、8月31日に墓園管理センターで会議を開き、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4)契約</p> <p>イ 設計変更理由</p> <p>市では請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、請負契約審査会が設置され、一定要件以上の設計変更については審査することになっており、原課は、設計変更の増額理由を表記し説明することになっている。</p> <p>しかし、設計変更理由に一部不十分な表記が見受けられた。</p> <p>設計変更理由は、的確に表記すべきである。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[12 生田川右岸線遮音壁設置工事]</p> <p>[19 商大線立体交差点部街路整備工事(その2)]</p>	<p>(工務第1, 2係)</p> <p>平成18年10月12日の課内技術研究会において、請負審査会提出の資料における設計変更理由は、的確に表記するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4)契約</p> <p>ウ 大幅な設計変更</p> <p>工事契約後、請負業者との協議や見積りを参考として、大幅な設計変更をしているもののうち、次のような事例が見受けられた。</p> <p>設計仕様が未確定のため、計上漏れとなっていたもの</p> <p>協議未了のため、特殊仕様部分を一般仕様として積算していたもの</p> <p>施工方法の照査が不十分なため、計上漏れとなっていたもの</p> <p>積算の照査が不十分なため、計上漏れとなっていたもの</p> <p>これらの事例では、地元の意見集約に時間を要したものの、完成期限の制約や繰上げ発注によるもの、あるいは現場条件の把握の困難なもの、その他様々とやむを得ない理由があるものの、公平な発注と契約条件の信頼性の確保のためには、当初の積算内容や契約条件の明確化と透明性を図ることが大切である。</p> <p>工事契約後の大幅な設計変更（内容も含む）を極力、内在させないように発注すべきである。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[13 六甲道駅南駅前広場歩道橋上部工他製作工事]</p> <p>[22 鷹取駅北交通広場他街路整備工事]</p> <p>[23 H A T春日野道南線基礎工事]</p> <p>[24 H A T春日野道南線築造工事]</p>	<p>(工務第2, 3, 立体改良係)</p> <p>大幅な設計変更を極力少なくするため、平成18年10月12日の課内技術研究会において、「早期の事前協議・調整により、設計内容の精度を高め、計上漏れを無くすこと、不確定な部分は特記仕様書で条件明示すること、積算及び施工方法の照査を十分行うこと」を周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5)施工</p>		
<p>ア 排ガスの測定</p> <p>須磨区の落合クリーンセンターでは、ごみ焼却により発生した排ガス中の窒素酸化物を除去する装置として、脱硝反応塔を設けている。</p> <p>本工事は、脱硝性能の回復を目的に、脱硝反応塔に4層設置されている触媒ユニットを1層増設するものであり、その効果を確認するため排ガスの測定を行っていた。</p> <p>しかし、今回の請負人による測定は、燃焼状況が異なる条件の下で行われたため、その改善効果が確認出来ない部分（脱硝率）もあった。</p> <p>後日、局が行った測定により所期の目的である効果が確認できたと言うものの、排ガスの数値は、投入されるごみ質や燃焼状況により変化するため、測定は、その回数や方法を慎重に検討し、適切に行うべきである。</p> <p>(環境局施設課)</p> <p>[5 落合クリーンセンター3号炉回転火格子改造・脱硝反応塔触媒増設工事]</p>	<p>平成18年度に契約した2号炉脱硝反応塔触媒増設工事において、測定時点に燃焼状況を把握するように努め、脱硝反応塔の入口条件が異なる場合には、再測定するように請負人に指示をした。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5)施工</p> <p>イ 年に数回ある作業の確認</p> <p>西区の布施畑環境センターの破碎設備の保守管理業務において、年に数回ある回転式破碎機(ハンマー)の交換・新替え作業等について、その都度、履行確認を担当者が行い、その記録についても写真で残されていた。</p> <p>しかし、同じ様な写真が提出されており、数回ある交換・新替え作業の違いが写真では確認できない状態となっていた。</p> <p>完成検査時に既に撤去されて確認できない部品もあり、また、取替部品の受渡を記録する観点からも、写真に日付を入れるなど、作業が特定出来る記録を残すべきである。</p> <p>(環境局施設課)</p> <p>[8 布施畑環境センター破碎選別施設破碎設備保守管理業務]</p>	<p>平成 18 年度に契約した本業務について、作業説明用黒板に日付を記入して撮影するように請負人に指示をし、実施した作業が確認できるように改善している。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5)施工		
<p>ウ 建設リサイクル法の事後通知,未通知,事後届出</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）第11条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が着手以前に必要な事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならない。また、民間工事においては同法第10条で届出の義務が課せられている。</p> <p>しかし、事後通知、未通知、ならびに事後届出となっていた工事があった。</p> <p>建設リサイクル法を遵守し適切に処理すべきである。</p> <p>1)11条の事後通知 （都市計画総局計画部工務課） [10 弓場線街路築造工事その1] [16 中央幹線（西須磨）電線共同溝整備工事] （都市計画総局住宅部住宅整備課） [30 新生田川住宅17号棟外壁等改修工事]</p> <p>2)11条の未通知 （都市計画総局計画部工務課） [14 六甲道駅南駅前広場歩道橋上部工他架設工事] [17 垂水妙法寺線妙法寺北歩道橋製作工事] [18 垂水妙法寺線妙法寺北歩道橋整備工事] [23 H A T 春日野道南線基礎工事] [24 H A T 春日野道南線築造工事]</p>	<p>（工務第1,2,立体改良係）</p> <p>平成18年10月12日の課内技術研究会において、建設リサイクル法第11条に定める通知、届出について、事後通知、未通知等をなくすよう周知徹底した。</p> <p>（住宅整備課）</p> <p>この度の、事後通知の指摘については、平成18年9月27日の係会議にて、担当者に内容等を周知徹底した。今後は、建設リサイクル法の届出対象工事を十分確認し、事後通知にならないよう注意喚起するとともに、現在、改訂作業中の「建築工事監督ハンドブック」の中に、届出の必要な項目としてチェックリスト化した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5)施工		
<p>エ 建設機械の使用</p> <p>(7) 低騒音型機械を使用すべき箇所でのみなし機械(89年規制)の使用</p> <p>下記に示す工事は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき、指定された建設機械に関し低騒音型機械を使用すべき内容を特記仕様書に明記している。</p> <p>しかし、一部の使用機械について、平成14年10月1日以降は指定が取り消されている「みなし機械(89年規制)」を低騒音型機械と誤認し使用していた。新基準適合機械(97年規制)を使用するよう指示すべきであった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[14 六甲道駅南駅前広場歩道橋上部工他架設工事]</p> <p>[16 中央幹線(西須磨)電線共同溝整備工事]</p> <p>[21 森南地区駅前広場整備工事]</p>	<p>(工務第1, 2, 3係)</p> <p>平成18年10月12日の課内技術研究会において、新基準適合機械(97年規制)の使用について、周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>(イ) 超低騒音型機械の使用</p> <p>本工事箇所は学校に近く、特に生活環境を保全する必要がある地域であるため、6種の建設機械（バックホウ、小型バックホウ、ホイールクレーン、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機）について、特記仕様書で超低騒音型機械の使用および写真の提出を義務付けている。</p> <p>しかし、積算上では超低騒音型機械の使用を考慮しておらず、施工においても超低騒音型と低騒音型の錯誤があり、超低騒音型機械を使用していない。請負人に指示し使用させる必要があった。</p> <p>(都市計画総局計画部工務課)</p> <p>[15 山手幹線(岡本)街路築造工事(その7)]</p>	<p>(工務第1係)</p> <p>平成18年10月12日の課内技術研究会において、特に生活環境を保全する必要がある地域で工事を行う場合、超低騒音機械を使用するとともに、積算上配慮するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5)施工		
<p>オ 経済性の配慮</p> <p>本工事は中央区の楠住宅4,5号棟各住戸の電気容量を増量するための改修工事である。</p> <p>本工事の設計・施工において、経済性の配慮に欠ける点が見られた。</p> <p>経済性については、常に設計図書等のチェックを心がけるべきである。</p> <p>(ア)分岐ケーブルのサイズ</p> <p>本工事の5号棟において、幹線から分岐し各住戸の電力量計へ至るケーブルのサイズは、原設計では内線規程に基づいたものであった。しかし、設計変更で当該分岐ケーブルの延長が短くなったため、内線規程上では、サイズを細くできる状況になったが、サイズの変更はしなかった。</p> <p>(イ)接地幹線の集約</p> <p>本工事の5号棟の接地幹線は、電源幹線とともに2～3階ごとに1系統にまとめ、5系統に分けて布設していた。</p> <p>しかし、これらの接地線は、すべて同じ用途であるため、分離する必要はなく1系統に集約することができた。</p> <p>(都市計画総局住宅部住宅整備課)</p> <p>[32 楠住宅4,5号棟電気容量改修工事]</p>	<p>(住宅整備課)</p> <p>設計変更(現場施工)においても、設計時に適用した基準・規程等の趣旨をよく理解し、変更漏れには十分注意するよう平成18年9月28日の係会議にて設計・工事担当者に周知徹底した。また同様の改修工事を実施している住宅供給公社(保全課)にも周知した。</p> <p>(住宅整備課)</p> <p>設計基準がそのまま適用できない改修工事設計においては、現場の状況に応じた最適設計、経済設計について特に注意し、個別に十分検討のうえ設計を行うよう平成18年9月28日の係会議において設計・積算担当者に周知徹底した。また同様の改修工事を実施している住宅供給公社(保全課)にも周知した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6)維持管理</p> <p>ア 点検報告書の確認</p> <p>本業務は、環境局のクリーンセンターの電算機システムについて、保守点検整備を行うものである。</p> <p>本業務の点検報告書は四半期毎に提出されているが、一部で下記のような不備が見られた。</p> <p>点検報告書は一過性のものではなく、更新時期や精密検査等の要否の判断材料として重要であるため、確実にチェックすべきである。</p> <p>点検報告書に不備があったクリーンセンターと その内容</p> <p>(1)西クリーンセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2四半期の報告書まとめに第1四半期のまとめが入っていた。 ・機器を更新する予定であったが旧機器の不具合のため入替ができず、納入機器を一旦工場に持ち帰った。しかし報告書にその経緯の記載がなかった。 <p>(2)東クリーンセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの良否判定で、「良」を「否」と記載していた。 <p>(3)荻藻島クリーンセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全データの保存」処理について、「良」を「否」（保存ができない）と記載していた。 <p>(環境局施設課)</p> <p>[6 クリーンセンター電算機等の保守点検業務]</p>	<p>クリーンセンター副所長会を開催して（平成18年7月18日）点検報告書の内容をよく精査し、所属内でチェックを行うよう周知徹底を行った。</p> <p>平成18年度に契約した本業務については、点検報告書に不備がないよう、チェックを行っている。</p>	<p>措置済</p>